

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市外部人材活用補助金
補助事業等の標目	市内中小企業者が自社以外の人材（以下「外部人材」という。）を活用し、BCP、経営戦略計画若しくはITシステム化計画の策定、中小企業版SBT認証の取得、ISO認証の取得又はSDGsの導入（以下「BCP策定等」という。）を図ることにより、新しい働き方に対応するとともに、企業の安定した事業の継続につなげる。
補助事業等の対象者	新しい働き方への対応、企業の安定した事業の継続、新事業の展開、異分野への進出又は既存事業への付加価値の創出を目的に外部人材を活用し、BCP策定等を行った市内中小企業者
補助対象経費	外部機関の人材を活用するために要した次の経費（公認会計士、行政書士、税理士、社会保険労務士その他その業務についてそれぞれの法律に定めのある職にある者が行う当該業務に係る経費を除く。） (1) 委託料又は報酬（副業、兼業等の受入れに係る業務委託契約を含み、雇用契約及び労働者派遣契約を除く。） (2) 市長が特に必要と認める経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>予算の範囲内において、経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を上限とする。</p> <p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】</p>
補助事業等の評価	補助事業者からの実施報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成31年4月1日
補助事業等の終了時期	<p>令和9年3月31日</p> <p>【終了時期が3年を超える場合の理由】</p>
情報の公表の方法等	補助件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	<p>1 この取扱基準において「市内中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類Eの「製造業」又は大分類Gの「情報通信業」中分類「情報サービス業」小分類「ソフトウェア業」を事業として営み、市内に主たる工場若しくは研究所又はソフトウェア開発を目的に設置された施設を有するものをいう。</p> <p>2 SDGsの導入に関しては、ホームページ又は新聞記事への掲載その他第三者が取組の内容を確認できるものを保持していること。</p>

	<p>3 一の市内中小企業者が同一年度内にこの取扱基準による補助金の交付を受けることができる回数は、1回とする。</p> <p>4 この取扱基準に規定する補助対象経費について、他の制度により補助を受けている場合は、この取扱基準による補助金の交付の対象から除くものとする。</p> <p>5 市税等を滞納している市内中小企業者は、補助対象者から除くものとする。</p>
<p><b>提出書類</b></p>	<p><b>【BCP策定等（SDGs導入を除く。）に関する交付申請及び実績報告】</b>  補助金（SDGsの導入に関する補助金を除く。）の交付を受けようとする者は、補助金の交付を受けようとする年度の3月10日まで（当該年度の3月11日以後に補助対象事業が完了する場合は、原則当該年度内）に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市外部人材活用補助金交付申請書（SDGs導入以外）（様式第2号-1）</p> <p>(2) 諏訪市外部人材活用補助金実績報告書（様式第5号-1）</p> <p>(3) 補助対象事業について、取組内容を確認できる書類（BCP、経営戦略計画、ITシステム化計画、中小企業版SBT認証を確認できる書類、ISO認証証明書（認定書）の写し）</p> <p>(4) 補助対象経費に係る請求書、領収書等の写し</p> <p>(5) 企業の概要を確認することができる書類</p> <p>(6) その他市長が特に必要と認める書類</p> <p><b>【SDGs導入に関する交付申請】</b>  SDGsの導入に関する補助金の交付決定を受けようとする者は、次に掲げる書類を補助金の交付を受けようとする年度の1月末日までに、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市外部人材活用補助金交付申請書（SDGs導入用）（様式第2号-1）</p> <p>(2) SDGs導入計画書その他SDGsの導入について、取り組む予定の内容を確認できる書類</p> <p>(3) SDGsの導入に係る予算書又は見積書</p> <p>(4) 企業の概要を確認することができる書類</p> <p>(5) その他市長が特に必要と認める書類</p> <p><b>【SDGs導入に関する実績報告】</b>  SDGsの導入について補助金の交付決定を受けた者は、当該決定を受けた日の属する年度の3月10日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市外部人材活用補助金実績報告書</p> <p>(2) SDGsの導入について、取組内容を確認できる書類</p> <p>(3) 補助対象経費に係る請求書、領収書等の写し</p> <p>(4) その他市長が特に必要と認める書類</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
<p><b>担当部署</b></p>	<p>諏訪市 経済部 商工課 工業・ブランド振興係</p>

平成31年 3月15日 制定（平成31年 4月 1日 施行）  
令和 2年 8月 4日 一部改正（令和 2年 8月 4日 施行）  
令和 3年 3月17日 一部改正（令和 3年 4月 1日 施行）  
令和 5年 3月15日 一部改正（令和 5年 4月 1日 施行）  
令和 6年 3月15日 一部改正（令和 6年 4月 1日 施行）  
令和 6年 3月29日 一部改正（令和 6年 4月 1日 施行）